

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 行政書士法による行政処分についての公開の聴聞の再開……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施(六件)……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………三
- ……………(都市整備局都市街地整備部防災都市づくり課)……………三
- 防災街区整備事業組合の設立認可……………三
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(水道局)……………五
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………(同)……………五

告示

● 東京都告示第九百二十五号
行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」といふ。)の規定による行政処分について、令和二年東京都告示第百六十六号により告示し同年二月十九日に行った聴聞

を行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十五条の規定に基づき、再開する。
なお、法第十四条の三第五項に基づき、聴聞は公開とし、次のとおり行う。

令和二年七月二日

東京都知事 小池 百合子

一期日

令和二年七月九日 午前十時三十分から

二場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十階 二一二会議室

三 被聴聞者

(一) 氏名

佐藤 啓子

(二) 事務所の名称

行政書士法人佐藤国際法律事務所

(三) 事務所の所在地

新宿区高田馬場一丁目三十二番十四号 UKビル九階

四 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇〇〇八九一三二号

東京都告示第九百二十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年七月二日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域

小平市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年八月十七日から同年九月四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

東京都告示第九百二十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示

する。

令和二年七月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 北区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年九月九日から同年十月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) ①のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第九百二十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年七月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 清瀬市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年八月十七日から同年九月一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第九百二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年七月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 大田区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年九月二日から同年十二月四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第九百三十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年七月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域 東久留米市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和二年九月七日から同年十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第九百三十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和二年七月二日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 北区及び足立区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和二年八月十七日から同年十月九日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第九百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十五号線
- 三 事業施行期間 令和二年七月二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
 練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目及び大泉学園町七丁目各地内
 使用の部分
 なし

●東京都告示第九百三十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百三十六条第一項の規定に基づき池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称 池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間

令和二年七月二日から令和五年十月三十一日まで

三 施行地区 豊島区池袋本町三丁目地内

四 事務所の所在地 豊島区池袋本町三丁目二十番五号

五 設立認可の年月日 令和二年七月二日

六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

八 施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和二年七月三十一日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和二年七月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 渋谷ヒカリエ
- 二 店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十一番一号
- 三 設置者名 東急株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号
- 五 変更前の設置者名 東京急行電鉄株式会社
- 六 変更後の設置者名 東急株式会社
- 七 変更前の設置者の代表者名 野本 弘文
- 八 変更後の設置者の代表者名 高橋 和夫
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急百貨店ほか五名
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社東急百貨店ほか四名
- 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社東急百貨店ほか三名
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 二橋 千裕（株式会社東急百貨店）ほか
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 大石 次則（株式会社東急百貨店）ほか
- 十四 変更日 令和元年九月二日ほか
- 十五 届出日 令和二年六月十二日
- 十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間 令和二年七月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 LAB I 新宿西口館
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十八番八号
- 三 設置者名 株式会社ヤマダ電機
- 四 設置者住所 群馬県高崎市栄町一番一号
- 五 変更前の店舗名 （仮称）西新宿一丁目計画
- 六 変更後の店舗名 LAB I 新宿西口館
- 七 変更前の店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十八番十三ほか
- 八 変更後の店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十八番八号
- 九 変更日 平成二十三年七月十五日ほか
- 十 届出日 令和二年六月十六日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十二 縦覧期間 令和二年七月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年七月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 渋谷ヒカリエ
- 二 店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十一番一号
- 三 設置者名 東急株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百七十四台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十六台
- 七 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十七・〇一立方メートル
- 八 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 五十五・六〇立方メートル

九 変更日	令和三年二月十三日
十 届出日	令和二年六月十二日
十一 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十二 縦覧期間	令和二年七月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十三 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について	
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。 令和二年七月二日	
東京都水道局長 中嶋正宏	
指定番号	商号
代表者	住所
廃止年月日	
四〇〇四	東京水道サービス株式会社
野田 数	新宿区西新宿六丁目十番一号
令和二年三月三十日	
三三二八	有限会社 トーワア ー卜社
山本 隆之	練馬区大泉学園町二丁目二十七番三十八号
同年四月三十日	
九八四八	株式会社 A L T
佐藤 英康	町田市原町田六丁目二十六番九号
同年五月二日	
九九八八	株式会社 明恵工業
山口 和之	大田区中央七丁目五番十六号一〇二
文ビル三階	
六二八二	株式会社 メイコー
高橋幸三郎	文京区小石川四丁目三番三号
同月二十日	
三四四九	伸栄設備 佐藤工業 所
佐藤 健一	江東区猿江一丁目八番十二号
同月二十四日	
東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について	
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。 令和二年七月二日	
東京都水道局長 中嶋正宏	
指定番号	商号
代表者	住所
休止年月日	
三七〇五	山田工業 株式会社 東京支店
齐藤三千寿	中央区日本橋馬喰町二丁目一番一
令和二年三月三十日	
七四三九	有限会社 創栄工業
森田 義基	江戸川区南小岩一丁目二番三十五号
同年四月三十日	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

